

第 1 1 回総会 議事録

開催日時 令和3年5月26日(水曜日) 午後1時31分

開催場所 小松島市役所 4階大会議室

(農業委員)

1 番 一柳 泰徳	2 番 竹内 信行	3 番 錦野 伸策	5 番 金西 章
6 番 栗本 謙二	7 番 廣田 由美	8 番 豊田 泉朱	9 番 谷崎 賢二
10 番 矢野 伸二	11 番 江崎 恵子	12 番 増井 道宏	13 番 服部 雅基
15 番 船越 康博	16 番 關 藤子	17 番 森 博之	18 番 高井 トミエ
19 番 青木 正廣			

(農業委員の欠席者)

4 番 谷崎 徹 14 番 川瀬 益栄

(農地利用最適化推進委員の出席)

2 区 柳川 昌弘	3 区 島田 正明	3 区 松下 傳	4 区 石原 美史
5 区 宮田 芳和	5 区 辻 義徳	6 区 庄野 敏彦	6 区 橋本 春男
7 区 小松 晃	7 区 徳山 守	8 区 内多 泰美	9 区 岡崎 勢一
9 区 吉積 幸二	10 区 宮城 仁	10 区 里村 雅博	

(出席者)

局長 前田 秀和 次長 杉本 弘恵 主任 安部 裕介

議 案

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
議案第3号 農用地利用集積計画案審議について
議案第4号 農地移動適正化斡旋について

議案外

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

その他

令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び令和3年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

開会開始時間 午後1時31分

議長（青木会長）

それでは、小松島市農業委員会第11回総会を開催いたします。

議事に入る前に、議事録署名者に、2番 竹内 委員 と 10番 矢野 委員をご指名いたします。
よろしく願いいたします。

なお、4番 谷崎 委員、14番 川瀬 委員より欠席の届出がありました。

在任委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立したことをご報告いたします。

議長（青木会長）

それでは、議案第1号 「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の2ページをお開きください。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について」

申請件数は、3 件、 10 筆です。

議長

事務局は、整理番号1番から整理番号6番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号1番から整理番号6番は、後継者への部分贈与による所有権移転の申請です。

申請地は、田5筆、面積12, 569㎡、畑1筆、面積17㎡です。

譲渡人が高齢であるため、息子である譲受人に部分贈与し、農地を譲受人名義とするため、このたび、農地法第3条許可申請が提出されました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。

担当の 服部 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

13番 服部 委員。

13番 服部 委員

服部です。

問題ないと思います。大丈夫だと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号1番から整理番号6番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番から整理番号6番については、原案どおり可決と認めます。引き続き、事務局は、整理番号7番の審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号7番については、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、面積2, 232㎡です。

譲渡人は、市外に居住し、農業を行っておらず、申請地はずっと耕作放棄地のままでした。

この土地を売却したいと買い手を探していたところ、近隣町内で広く耕作をしている譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請に至りました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。

6番 栗本 委員。

6番 栗本 委員

田浦の栗本です。

この土地、耕作放棄地とまではいなくて、年に何回か草刈り等手を入れていただいていた土地ではあるんですけども、まず耕作してくれる話がまとまったということで、農業委員として、担当委員として安心しております。

皆さん、どうぞよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号7番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号7番については、原案どおり可決と認めます。

引き続き、事務局は、整理番号8番から整理番号10番についての審議内容を説明してください。

事務局（次長）

申請にかかる審議内容についてご説明いたします。

整理番号8番から整理番号10番については、相手方の要望による所有権移転の申請です。

申請地は、田1筆、1,610㎡、畑2筆、818㎡です。

譲渡人は、相続により農地を引き継ぎましたが、県外在住のため耕作できずに困っていました。

そんな折、申請地近くで大規模に農業を営んでおり、以前耕作してもらっていた譲渡人に売買を打診したところ、承諾してくれたので、今回の申請に至りました。

譲受人は、取得後、所有する農地すべてを耕作すること、機械・労働力・技術・通作距離などをみても問題がないこと、周辺の農地に影響もなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、農地法第3条第2項各号には該当しておらず、許可要件をすべて満たしていると考えます。

なお、本日、担当の川瀬委員は欠席しておりますが、特に問題ないということをお伺しております。
以上でございます。

議長

ありがとうございます。

それでは、整理番号8番から整理番号10番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号8番から整理番号10番については、原案どおり可決と認めます。

以上で、議案第1号を終了いたします。

引き続き、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請審議について」、事務局より、説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 3 ページをご覧ください。

議案第2号 「農地法第5条の規定による許可申請審議について」

申請件数は2件、3筆です。

議長

事務局は、整理番号1番、整理番号2番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号1番と整理番号2番の申請内容について説明いたします。
転用目的は、太陽光発電施設でございます。

譲渡人は、高齢で営農しておらず、身内に営農する者もないため、申請地を有効活用してほしいと考えていたところ、近隣への影響もなく、日当たりもよく、太陽光発電用地として最適であるということから、譲渡人と話がまとまり、このたび5条許可申請が提出されました。

申請地は、田2筆、合計1,374㎡で、市街化調整区域内ですが、農業振興地域外の農地です。農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇銀行〇〇支店の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

また、〇〇〇土地改良区の意見書が提出されており、あわせて太陽光発電施設に対する雨水排水承諾書についても同改良区より提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、四方をフェンスで囲み、外部からの侵入を遮断します。盛り土はしないため、土砂の流出はありません。なお、雨水については地下浸透させます。また、被害防除についても、十分注意はしますが、万が一被害が発生した場合は、転用者において責任を持って解決するとのことでございます。

以上のことから、整理番号1番、整理番号2番は許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。
担当の 金西 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。
5番 金西 委員。

5番 金西委員

この件につきまして、現地を見てきておりますが、特に問題がないと思いますので、ご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号1番、整理番号2番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

（※「なし」の声あり）

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、整理番号1番、2番については、原案どおり可決相当と認めます。引き続き、事務局は整理番号3番の申請内容を説明してください。

事務局（局長）

整理番号3番の申請内容について説明いたします。
転用目的は、工事中仮設事務所（一時転用）でございます。

賃借人は、土木建設工事業を営んでおり、このたび四国横断自動車道の業務を受注いたしました。工事現場近くで仮設事務所の設置場所を探していたところ、現場から東に約100メートルのところに位置する申請地所有者である賃貸人と話がまとまり、このたび工事中仮設事務所の設置を目的とする、農地法第5条に基づく一時転用の許可申請が提出されました。

なお、工事終了後、速やかに現状回復し、令和4年5月から水稻の作付を開始できるとの、現状回復計画書が提出されております。

申請地は、市街化調整区域の農用地区域内の農地です。
農地区分ですが、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地で第2種農地と判断されます。

転用を行うために必要な資力については、〇〇信用金庫〇〇〇支店の残高証明書が添付されており、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、事業の施行に関して行政庁の許可・認可等の処分の見込み、計画面積の妥当性については、適正であると判断されます。

申請地については、農用地区域内にある農地であるため、小松島市長より、一時転用に係る農業振興地域整備計画への支障がない旨の意見をいただいております。

また、〇〇〇土地改良区からの意見書が提出されております。
なお、賃貸人より、申請地に対し工事中仮設事務所を設置することに同意する旨の同意書が提出されております。

周辺の農地に係る営農条件への支障の有無についてですが、出入り口に位置する市道との境界以外については、各土地の境界から控えて土地造成を行うこととし、現況の地盤の上にブルーシートを敷き、山土と碎石により造成し、敷地内に普通自動車10台分と、2トンダンプ2台分の駐車場を設けます。なお、雨水については地下浸透とします。

また、申請地は、南側に市道、西側は里道、東側は住宅地、北側は農地に隣接していますが、事務所は、平屋建てで給排水設備等も設けないとのことで、日照や通風などにおいても周辺農地に被害はないものと思われま。

なお、万が一被害が発生した場合は、転用者が責任を持って解決するとのことでございます。

以上のことから、整理番号3番は許可やむを得ないと考えます。

以上です。

議長

ありがとうございます。
担当の 栗本 委員さん、何か補足事項があればお願いいたします。
6 番 栗本 委員。

6 番 栗本 委員

栗本です。この土地そのものは、長年、耕作放棄地になっており、〇〇〇町の方、環境保全会の方が整備するにも、もう樹木が生えたような状態になっておりましたので、この際木の整備もしてくれるということで、あと耕作してくれる方を探せば元の水田に戻るようになると思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。
それでは、整理番号 3 番の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。
質疑がないようですので、整理番号 3 番については、原案どおり可決相当と認めます。
以上で、議案第 2 号を終了いたします。
引き続き、議案第 3 号「農用地利用集積計画案審議について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（局長）

議案書の 4 ページをご覧ください。

議案第 3 号 「農用地利用集積計画案審議について」

申請総数は、9 件、29 筆です。

農用地利用集積計画案審議は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画案の適否について判断を依頼されたものです。

審議内容について、ご説明いたします。
今回利用権設定の申し出のあった農地については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定める各要件を満たしていると考えます。
要件とは、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、利用権の設定を受けた後において、耕作等に供すべき農用地のすべてについて効率的に利用して、耕作等の事業を行うと認められること、耕作等の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、対象農地の関係権利者の同意が得られていることなどでございます。

5 ページからの総括表に契約内容の詳細を記載してありますので、ご確認ください。
以上です。

議長

ただいま、事務局より申請内容についての説明がありました。

それでは、議案第3号の審議に入ります。何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

ありがとうございます。

質疑がないようですので、議案第3号を可決いたします。

引き続き、議案第4号「農地移動適正化幹旋について」、事務局より説明をお願いいたします。

事務局（次長）

それでは、議案書の 7 ページをお開きください。

議案第4号「農地移動適正化幹旋について」

申請総数は、1件、1筆です。

議長

事務局は、整理番号1番について、申請内容を説明してください。

事務局（次長）

整理番号1番について説明いたします。

幹旋に係る申出書一式並びに現地確認を行いました。すべて完備しておりました。

なお、所在地図については、8 ページに記載してあります。

別紙①所在位置図について、ご確認ください。

少し補足させていただきますと、令和2年4月1日施行の国の農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正がなされたことを受けて、小松島市においても農地移動適正化あっせん基準及び基準細則の一部改正を行っております。

簡単に説明いたしますと、改正前は「農業委員の中からあっせん委員2名を指名し」となっていたのが、この改正に伴いまして、「農地利用最適化推進委員の中からあっせん委員1名以上を指名し」と改正させていただきました。

よって本市幹旋基準により幹旋を行いたいと思っておりますので、幹旋委員2名のご指名をお願いいたします。

議長

それでは、幹旋委員を私の方からご指名いたします。

整理番号1番については、岡崎 委員と 吉積 委員が、地元及び近隣の地区担当委員となっておりますので、幹旋委員に指名いたします。

ご異議ございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

それでは、お願いいたします。

ありがとうございます。それでは、整理番号1番の審議に入ります。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、議案第4号については、原案どおり可決と認めます。
以上で、議案についての審議を終了いたします。

それでは引き続き、議案外に移ります。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第2号 利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について

議案外について事務局より報告をお願いいたします。

事務局（次長）

議案書の 9 ページをお開きください。

報告第1号『農地法第4条第1項第8号の規定による届出について』

届出件数1件、2筆です。

整理番号1番は、田で172㎡のうち、28.59㎡、整理番号2番は、田で93㎡のうち、15.62㎡の、2筆ともに通路としての届出となります。

現地確認をはじめ、添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

事務局（次長）

続きまして、議案書の 10 ページをお開きください。

報告第2号『利用権設定にかかる権利の合意解約による消滅について』

申請件数 1件、1筆です。

各々、賃貸人と賃借人の協議のもと、合意解約に必要な書類、および利用権設定にかかる合意解約申出書に双方の署名・捺印がされ、提出されております。

添付書類を含め審査した結果、すべて完備しておりましたので、事務局長の専決処分により届出を受理しました。

なお、11 ページに詳細を記載してありますので、ご確認ください。

以上で議案外の報告を終わります。

議長

ただいま、事務局より議案外2件について報告がありました。
何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑なし、と認めます。よって、議案外について終わります。
引き続き、その他の案件の協議に移ります。

「令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「令和3年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」について、事務局より説明をお願いします。

事務局（次長）

前年度の点検・評価と現年度の活動計画につきましては、平成21年1月23日付けの農林水産省経営局長通知である「農業委員会の適正な事務実施について」によりますと、農業委員会は、毎年度5月末までに、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画を決定し、市のホームページ等により公表するものとされております。

それでは、内容の説明に移らせていただきます。農地台帳面積の数字が確定しておりませんでしたので、委員さんに事前に送付させていただいた資料は昨年度の数字でしたが、数字の方が先日確定いたしましたので、のちほど説明させていただきます。

まず、はじめに、お手元の資料、「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」（案）をご覧くださいませでしょうか。それでは、説明の方をさせていただきます。

1ページ目の農業委員会の状況でございます。

まず、上段部分の1. 農業の概要につきましては、表の下の注意書きのとおり、インターネット等で公表されている耕地及び作付面積統計や農林業センサスから転記したもの、及び農林水産課に確認を行ったものです。なお、基準日は、令和3年3月31日でございますが、一番上の表の4段目、農地台帳面積は、令和3年1月1日現在の数値でございまして、委員の皆さまにお渡ししたものは集計中でしたが、先ほど申しましたように先日ようやく農地面積の数字が確定いたしました。田が1,397ヘクタール、畑が388ヘクタールの、計1,785ヘクタールでございます。こちらの数字でホームページの方に公開をしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。あと、二段目の真ん中の表、農業従事者数とありますけれども、こちらは、以前は農業就業者数でございましたが、このたび2020年農林業センサスにおきまして農業就業者数の統計情報の公表がなくなったため、公表されている農業従事者数（個人経営体の数値）を記入させていただいております。

下段の2. 農業委員会の現在の体制につきましては、新制度の記載をしてございます。

続きまして、2ページの方をお願いいたします。2ページの担い手への農地の利用集積・集約化の方をご覧ください。

こちらの方の数値につきましては、1番の現状及び課題と2番の目標及び実績の両方とも、令和3年3月31日現在のものがございます。

3番の活動、4番の評価につきましては、令和2年度の当初の活動計画と令和2年度中の活動実績や評価をまとめてございます。

続きまして、3ページ目をお願いいたします。

3ページ目の、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進でございます。

数値につきましては、市の農林水産課の方に確認してございます。

その他の項目につきましては、2ページ目と同様に令和2年度の当初の活動計画と令和2年度中の活動実績や評価の方をまとめさせていただいております。

続きまして、4ページ目の遊休農地に関する措置に関する評価でございます。

数値につきましては、令和2年度の農地パトロールと利用意向調査の結果を反映しております。

その他の項目につきましては、同じく令和2年度の当初の活動計画と活動実績や評価をまとめております。

続きまして、5ページ目の違反転用への適正な対応でございます。

数値につきましては、1番の現状及び課題と2番の実績の両方とも、令和3年3月31日現在のものがございます。

その他の項目につきましては、令和2年度中の活動計画や実績、評価をまとめております。

続きまして6、7ページ目の、6ページの方からお願いいたします。

農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。

1番の3条許可、2番の農地転用に関する事務につきましては、実際に議案となった案件の状況でございます。

続いて、7ページの、3番農地所有適格法人からの報告への対応につきましては、施行状況調査の報告状況でございます。

4番の情報の提供等につきましては、賃借料情報は広報やホームページに掲載させていただいた件数で、権利移動等の状況把握は、議案書で委員の皆さん方に提示させていただいた件数でございます。

農地台帳の整備につきましては、先ほど申し上げましたように農地台帳面積の数字が確定いたしましたので、確定した数字をホームページに公開させていただきたいと思っております。1、785ヘクタールでございます。

続きまして8ページ目の、最後のページです。地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容でございます。農地利用最適化等に関する事務、農地法等によりその権限に属された事務について、特にございませんでした。

同じく8ページ目の事務の実施状況の公表等でございます。

1番の議事録の公表につきましては、現在、令和2年度中の議事録をホームページ上に公表しております。

「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」につきましては以上でございます。

続きまして、「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」の方をご覧ください。内容について簡単にご説明をさせていただきます。

活動計画につきましては、先ほどご説明いたしました、令和2年度の点検と評価の結果をもとに、課題を抽出いたしまして、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画をまとめたものでございます。

上段の真ん中の表につきましては、先ほど令和2年度の点検・評価のときにも申し上げさせていただきましたとおり、農業従事者数、2020年農林業センサスにおいて公表された農業従事者数（個人経営体）の数値の方を記入いたしております。

下の表ですが、農地台帳面積につきましては、先ほど申し上げましたとおり、数字が確定いたしましたので、ホームページ上で公開いたしたいと思っております。

詳細の説明につきましては、先ほどと重複する項目が多いため省略させていただきますが、達成可能な目標値と活動計画の方を設定させていただいております。

各自で、目をお通しいただきまして、ご協力賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「点検・評価」と「目標及び活動計画」につきましては、先ほども申し上げましたが、ホームページ等で公表することとなっております。

本日の資料と同内容のもの、なお農地台帳面積のみ1、785ヘクタールで変更させていただきまして、公表させていただく予定でございますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長

ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました。

何か質疑はございませんか。

(※「なし」の声あり)

議長

質疑がないようですので、「令和2年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」と「令和3年度の農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を承認いたします。事務局は、すみやかにホームページにて公開してください。

以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。

これにて、第11回総会を閉会いたします。この後、事務局より事務連絡がございますので、よろしくお願いたします。

総会終了 午後 2 時 1 分

議事録署名委員

2番 竹内 信行

10番 矢野 伸二